



平成 29 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社エラン  
代表者名 代表取締役社長 櫻井 英治  
(コード番号 6099 東証第一部)  
問合せ先 取締役 C F O 渡邊 淳  
(TEL. 0263-29-2682)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 29 年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 24 日開催予定の第 23 回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 29 年 3 月 24 日(金)

定款変更の効力発生日

平成 29 年 3 月 24 日(金)

以上

別紙

変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 39 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p><u>(補欠監査役の選任等)</u></p> <p>第 39 条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議は、第 32 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p>3. <u>第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時、または、補欠として選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までのいずれか短い時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠監査役を選任した場合、その選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 40 条～第 46 条 (現行どおり)</p>